

新地町地域防災計画

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び構成等

第1 計画の目的

町及び関係機関が相互に緊密な連携をとりつつ、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2 計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新地町防災会議が作成する計画であり、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画との整合性を図るものである。

第3 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、新地町の地域に係る災害の実態を分析して問題点の究明に努め、これに即応した具体的な対策を定めている。したがって、第1章を総則、第2章を災害予防計画、第3章を災害応急対策計画、第4章を災害復旧・復興計画、第5章を個別災害対策計画としてまとめ、5つの章をもって「計画章」を構成し、これらに関する資料を「資料編」としてまとめたものである。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案したものである。

なお、時勢等を考慮して修正が必要である場合には防災会議を開催し、検討を加え適正に修正することができる。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

【災害対策基本法に位置づけられた基本理念の要点】

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせることで一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する『減災』の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめて、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講ずることとする。

その実施にあたっては、行政、防災関係機関、行政区（自主防災組織）、事業所等の様々な組織や集合体の役割分担を明確にし、防災組織の一員として自助・共助・公助の精神に基づいて連携しながら一体となって取り組むこととする。

第3 活動目標

被害状況は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化するため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

風水害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するた

めの活動等、災害発生直前の活動が重要である。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として日常的に存在していることが重要である。このため、風水害においては発災直前及び発災後について、地震・津波においては発災後について、それぞれ基本的な事項について活動目標を整理する。

なお、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

【風水害】

活動区分	活動目標
事前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■災害事前活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、警報等の伝達 ・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策活動要員の確保（非常招集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・ 給食、給水の実施 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの早期復旧等の社会的流通の早急な回復 ・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・ 通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者のケア ・ ガレキ等の撤去 ・ 環境の回復 ・ 生活の再建
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教訓の整理 ・ 復興計画の推進 ・ 機能の回復・強化

【地震・津波】

発災後の時間経過	段階名	活動目標
直 後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常招集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（瞬時の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、津波・火災延焼に対応した町民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊急時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■生命・安全の確保（72時間以内の対応） <ul style="list-style-type: none"> ・専門部隊等も加えた本格的な救出活動、行方不明者の捜索、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策 ・給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4日目～1週間	応急対応期Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等の社会的流通の早急な回復
1週間～1カ月	応急対応期Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定（日常活動環境） <ul style="list-style-type: none"> ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・生活再建に係る支援の実施
1カ月～数カ月	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・環境の回復
数カ月以降	復興対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理 ・復興計画の推進 ・機能の回復・強化

第3節 防災会議

新地町防災会議は、新地町長を会長として、災害対策基本法第16条の規定に基づき、新地町防災会議条例（昭和37年新地町条例第16号）第3条に規定する機関（下記2）の長又はその指名する職員を委員として組織するもので、下記1に掲げる事務を所掌する。

1 所掌事務

- (1) 新地町地域防災計画及び新地町水防計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

2 組織

役職名	区分	防災機関
会長	新地町	新地町長
委員	福島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 (1号委員)	相双地方振興局長 相双建設事務所長 相双農林事務所長 相馬港湾建設事務所長 相双保健福祉事務所長
	福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者 (2号委員)	相馬警察署長
	町長が、その部内の職員のうちから指名する者 (3号委員)	副町長 総務課 健康福祉課 農林水産課 建設課 都市計画課
	新地町教育長 (4号委員)	教育長
	消防団長及び相馬消防署新地分署長 (5号委員)	新地町消防団長 相馬地方広域消防相馬消防署新地分署長
	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから指名する者 (6号委員)	株式会社N T T東日本福島支店 東北電力ネットワーク株式会社相双電力センター
	自主防災組織、学識経験者 (7号委員)	新地町行政区長会 新地町女性消防隊
	町長が特に必要があると認めて任命する者 (8号委員)	一般社団法人相馬郡医師会相馬支部 社会福祉法人新地町社会福祉協議会 相馬地方広域水道企業団 相馬方部衛生組合 自衛隊 福島駐屯地 第44普通科連隊 福島地方气象台

第4節 公助（防災関係機関）の責務と業務の大綱

第1 防災関係機関の責務（公助）

1 新地町

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、消防機関、水防団及びその他組織の整備並びに公共的団体等その他防災に関する団体及び行政区（自主防災組織）の充実を図るほか、町民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮する。

2 福島県

町を包括する広域的な地方公共団体として、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱（公助）

防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

1 新地町

機関の名称	事務又は業務の大綱
新地町	(1) 新地町防災会議及び新地町災害対策本部に関する事務 (2) 防災組織の整備及び育成・強化 (3) 防災知識の普及及び教育 (4) 防災訓練の実施 (5) 防災施設の整備 (6) 防災に必要な物資及び資材の備蓄・整備 (7) 水防、消防活動、その他の応急措置 (8) 避難対策 (9) 災害に関する被害調査、情報の収集、伝達及び広報 (10) 被災者に対する救助及び救護措置 (11) 応急給水に関すること。 (12) 災害時の保健衛生対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 災害時における交通輸送の確保 (15) 被災施設の災害復旧 (16) その他の災害応急対策 (17) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 相馬地方広域消防相馬消防署新地分署・新地町消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
相馬地方広域消防相馬消防署新地分署・新地町消防団	(1) 消防用設備等に関すること。 (2) 災害の警戒及び防御に関すること。 (3) 救急及び救助に関すること。 (4) 災害情報の収集に関すること。 (5) 防災教育訓練に関すること。 (6) 災害応急対策に関すること。

3 相馬地方広域水道企業団

機関の名称	事務又は業務の大綱
相馬地方広域水道企業団	(1) 水道施設の整備に関すること。 (2) 水道施設の災害予防及び災害復旧対策の実施に関すること。 (3) 応急給水に関すること。

4 相馬方部衛生組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
相馬方部衛生組合	(1) 廃棄物処理施設の整備に関する事 (2) ゴミ処理に関する事 (3) し尿処理に関する事 (4) 廃棄物処理施設の災害予防及び災害復旧対策の実施に関する事 (5) 遺体の火葬に関する事

5 福島県

機関の名称	事務又は業務の大綱
相双地方振興局 相双建設事務所 相双農林事務所 相馬港湾建設事務所 相双保健福祉事務所 相双家畜保健衛生所 相双教育事務所	(1) 防災組織の整備に関する事 (2) 町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関する事 (3) 防災知識の普及及び教育に関する事 (4) 防災訓練の実施に関する事 (5) 防災施設の整備に関する事 (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄・整備に関する事 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事 (8) 災害関係職員（情報連絡員（県リエゾン）を含む。）の動員及び派遣に関する事 (9) 緊急輸送の確保に関する事 (10) 交通規制、その他社会秩序の維持に関する事 (11) 保健衛生に関する事 (12) 文教対策に関する事 (13) 町が実施する被災者の救助及び救護に関する事 (14) 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 (15) 被災施設の復旧に関する事 (16) その他災害の発生の防除及び拡大防止のための措置に関する事

6 福島県警察本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
相馬警察署	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関する事 (2) 被災者の救助及び救護に関する事 (3) 避難の指示及び誘導に関する事 (4) 交通規制及び犯罪の予防、その他社会秩序の維持に関する事 (5) 遺体及び行方不明者の捜索及び検視に関する事 (6) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事

7 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
仙台管区気象台 (福島地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報発表、伝達及び解説に関する事 (3) 気象業務に必要な観測体制の充実、予報、通信等の施設及び設備の整備に関する事 (4) 町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事 (5) 県や町、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事
福島労働局 相馬労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工場事業場における労働災害の防止に関する事
第二管区海上保安本部 (福島海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事 (2) 災害時における管内防災関係機関との連携に関する事 (3) 海難救助、治安の維持及び海上交通安全の確保に関する事 (4) 海洋環境の汚染防止、海上交通安全等の災害復旧・復興対策に関する事 (5) 防災に関する啓発活動、訓練に関する事
東北地方整備局 磐城国道事務所 原町維持出張所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害情報の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援に関する事 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関する事 (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 (4) 被災直轄公共土木施設の復旧に関する事 (5) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事

8 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 福島駐屯地 第44普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町、その他防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力に関する事

9 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便(株)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関する事 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事
東日本旅客鉄道(株) 水戸支社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道施設等の整備及び防災管理に関する事 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 災害時における応急輸送対策に関すること (4) 被災鉄道施設の復旧に関すること
東日本高速道路(株) 仙台管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路の耐災整備に関すること (2) 災害時の応急復旧に関すること (3) 道路の災害復旧に関すること
通信事業者 (東日本電信電話(株)、 エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ (株)、(株)NTTドコ モ、KDDI(株)、ソフ トバンク(株))	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信施設の整備及び防火管理に関すること (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達に関すること (3) 被災電気通信施設の災害復旧に関すること
日本赤十字社 福島県支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療、助産等の救護の実施に関すること (2) 義援金の募集に関すること (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること
日本放送協会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象・災害情報等の放送に関すること (2) 町民に対する防災知識の普及に関すること
運輸業者 (日本通運(株)、佐川急 便(株)、ヤマト運輸 (株))	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における救済物資及び避難者等の緊急輸送の協力に 関すること
東北電力ネットワーク (株)相双電力センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電力供給施設の整備及び防災管理に関すること (2) 災害時における電力供給の確保に関すること (3) 被災電力施設の復旧に関すること
東京電力ホールディン グス(株)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力施設の防災管理に関すること (2) 放射能災害対策の実施に関すること
放送機関 (株)ラジオ福島、NH K福島放送局)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象(津波)予報・警報等の放送に関すること (2) 災害状況及び災害対策の放送に関すること (3) 放送施設の保安に関すること (4) 町民に対する防災知識の普及に関すること
新聞社 (株)福島民報社、 福島民友新聞社)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災知識の普及に関すること (2) 災害状況及び災害対策の報道に関すること
運輸業者 (公社)福島県トラ ック協会相双支部)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関 すること
福島県LPガス協会相 双支部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時におけるLPガスの安全対策の実施に関すること

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

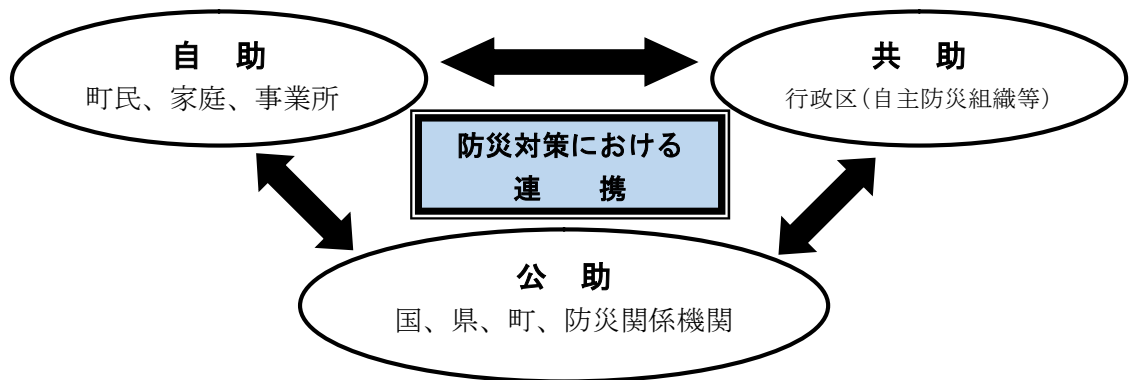
機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)相馬郡医師会 相馬歯科医師会 相馬薬剤師会	(1) 医療助産等救護活動の実施に関する事 (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供に関する事 (3) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事
(社福)新地町社会福祉協議会	(1) 災害時のボランティアの受入れに関する事 (2) 生活福祉資金の貸付に関する事 (3) 避難及び応急対策への協力に関する事
ふくしま未来農業協同組合 農林関係団体	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 (2) 農産物及び林産物等の災害応急対策の指導に関する事 (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保・あっせんに関する事 (4) 被災組合員に対する融資のあっせんに関する事
新地町土地改良区	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
相馬双葉漁業協同組合	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 (2) 被災組合員に対する融資のあっせんに関する事 (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関する事 (4) 漁具及び漁家生活資材の確保・あっせんに関する事
新地町商工会 商工業関係団体	(1) 町が行う商工業関係の被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事 (3) 救助用物資、復旧資材等の確保についての協力に関する事
病院等医療施設の 管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事
燃料供給業者 (福島県石油業協同組合相馬支部)	(1) 施設の安全管理 (2) 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給
ガス供給事業者	(1) 安全管理の徹底に関する事 (2) ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関する事
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	(1) 安全管理の徹底 (2) 防護施設の整備

第5節 自助・共助・公助の連携（町民、事業所の役割）

大規模災害においては、町や関係機関の対応には限界があることから、町民や事業所は、防災組織の一員であるという共通認識の下に、災害の未然防止と応急復旧対策等に積極的に寄与する。

過去の災害では、地震発生直後の「自力・家族」、「町民同士」による助け合いによって、多くの命が救われており、災害直後における地域の防災活動の重要性が明らかになっている。また、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。

これらのことから、町民や事業所、行政区（自主防災組織）等、防災関係機関の3者が、それぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」の連携が必要である。



第1 町民の役割（自助）

「自らの生命は自らが守る（自助）」という意識をもち、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につける。

また、食料や非常用持出品等の備蓄など自主的に災害に備えるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。さらに、災害時には防災関係機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、町民自ら被害の軽減及び拡大防止に努める。

町民の活動

平常時の準備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災知識の習得 (2) 住家等の耐震化の促進、家具の転倒防止対策 (3) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄 (最低3日間、推奨7日分の家族の食料、飲料水（1人1日3ℓを目安）) (4) 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等） (5) 災害時の指定避難所及び避難経路の確認 (6) 災害時の家庭内の連絡方法の確認 (7) 各種防災訓練への参加 (8) 隣近所との協力体制の確保 (9) 災害教訓の伝承
--------	---

災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の把握及び関係機関への伝達 (2) 出火防止、初期消火 (3) 近隣の負傷者や要配慮者の行動の補助、介助 (4) 自らの身を守るための避難等の適切な行動 (5) 避難所の運営への協力 (6) 町民相互の協力や町の防災事業への協力 (7) 公共機関、行政区（自主防災組織）、ボランティア等の活動への協力
--------	--

第2 事業所の役割（自助）

従業員を災害から守るため、施設の安全化、非常用活動マニュアルの整備、物資や資機材、従業員の食料の備蓄等を行う。

特に、災害応急対策等に必要な物資、資材や役務の供給又は提供を行う事業所は、事業継続計画を策定及び運用し、災害時に重要業務を確実に継続するとともに、事業活動にあたっては、地域構成員としての社会的責任を自覚し、町が行う防災に関する施策や防災活動に積極的に協力するよう努める。

事業所の活動

平常時の準備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災知識の普及・啓発 (従業員の防災意識の醸成、災害時の行動の周知) (2) 建築物の耐震化の促進 (倒壊や外装材等の落下物による被害防止、室内の安全対策) (3) 防災訓練の実施（避難訓練、初期消火訓練、救出訓練） (4) 防災資機材等の整備 (5) 帰宅困難時に備えた備蓄（食料、飲料水、生活必需品等） (6) 事業継続計画（BCP）の更新、推進 (7) 地域防災活動への参加、協力
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の把握及び関係機関への伝達 (2) 出火防止、初期消火 (3) 従業員、利用者等の避難誘導 (4) 救出・救護（救出活動・救護活動） (5) 災害時における町及び地域組織との連携（資機材の提供、人的支援） (6) 帰宅困難者対策

第3 行政区（自主防災組織）の役割（共助）

日頃から地域の危険箇所、避難経路、要配慮者の状況等を把握し、防災資機材等の整備・点検等を行うほか、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という連帯感を持ち、防災訓練への参加や独自の防災訓練の実施等により、地域防災力の向上に努める。

また、災害時には被害情報等の収集・伝達、負傷者の救出、応急手当、初期消火、要配慮者等の避難誘導等を行うとともに、避難所運営等に協力するよう努める。

行政区（自主防災組織）の活動

平常時の準備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災知識の広報・啓発 (地域ぐるみの防災意識の醸成、家庭内の安全対策) (2) 災害危険度の把握（浸水想定・土砂災害危険区域、地域の災害履歴等） (3) 防災訓練の実施（避難訓練、初期消火訓練、救出訓練） (4) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具等） (5) 防災資機材等の整備 (6) 避難行動要支援者対策（要支援者の把握、支援方法の整理） (7) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の行政区（自主防災組織）・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集及び関係機関への伝達 (2) 出火防止、初期消火 (3) 救出・救護（救出活動・救護活動） (4) 避難誘導の実施、避難所の運営への協力 (5) 給食・給水等の活動 (避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し) (6) 町の防災事業への協力

第6節 本町の概況と災害の記録

第1 位置及び地勢

新地町は、福島県の太平洋側最北部に位置し、東経 140 度 54 分、北緯 37 度 52 分にある。南は相馬市、北は宮城県山元町、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系を境として宮城県丸森町に接している。東西 7.2 k m 南北 6.5 k m の台形状で、総面積 46.70 k m²、中心部は海拔平均 20～30m となっている。

交通は、東北地方太平洋沖地震の影響により運転を見合わせていた JR 常磐線が令和 2 年 3 月に仙台市から品川まで全線で運転再開となる。道路は東京から水戸市・いわき市を経て岩沼市に至る国道 6 号及び高速道路の常磐自動車道が本町を縦断し、新地インターチェンジが開設されている。また、町内に位置する重要港湾相馬港までは 5 分、県都福島市へは国道 115 号や東北中央自動車道・相馬福島道路で 70 分、東北の中枢都市仙台市へは 60 分、仙台空港までは 40 分の距離にあり、地理的な優位性がある。

第2 気候

本町の気候は、東日本型海洋性気候で、年平均気温は 13.4℃で、夏は涼しく、冬は温かく降雪も少ないことから四季を通じて穏やかな気候に恵まれている。

第3 自然・地勢条件

海、里、山、田園と多様な自然環境を有しており、豊富な産物にも恵まれている。

西部の阿武隈高地からのびる丘陵の間の平地に、集落や農地が広がり、東部の太平洋は遠浅できれいな海が広がっている。また、鹿狼山には“片倉沢の原生林”としても知られる人の手が入っていない自然のままの森林がある。

第4 地質

鹿狼山を中心として南北に発達する花崗岩類及びこの変成岩とこれらをカバーする第三紀・第四紀の堆積岩からなります。

第5 災害の記録

本町における主な災害については、資料編のとおりである。（東日本大震災を除く。）

第6 東北地方太平洋沖地震の記録

(1) 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（東日本大震災）の発生

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の地震を観測し、町内でも最大震度 6 強の揺れを観測しました。この地震により、本町は震度 6 強の地震と、その直後に発生した大津波により、震災関連死を含め 119 人の方が亡くなっている。

津波は標高 10m 未満の多くの沿岸部の土地に浸水し、浸水面積は町の全面積の 5 分の 1 に及ぶ約 904 ha で、地震被害も含め多くの住家が全半壊した。また、本震後には余震が何度も発生したことにより、不安な生活が続いた。

(2) 原子力災害の誘発

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による地震・津波により、東京電力（株）福島第一原子力発電所では、全交流電源が喪失して原子炉冷却に支障が生じ、炉心溶

融やそれに伴う格納容器の破損等により放射性物質が漏えいする国内最悪の原子力事故が発生した。福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内が警戒区域に指定されるなど、原子力発電所周辺住民は避難を余儀なくされた。本町は原子力発電所から半径 30km 以内の緊急時避難準備区域ではないが、放射能による健康不安の影響や風評被害の影響等を受ける状況に見舞われた。

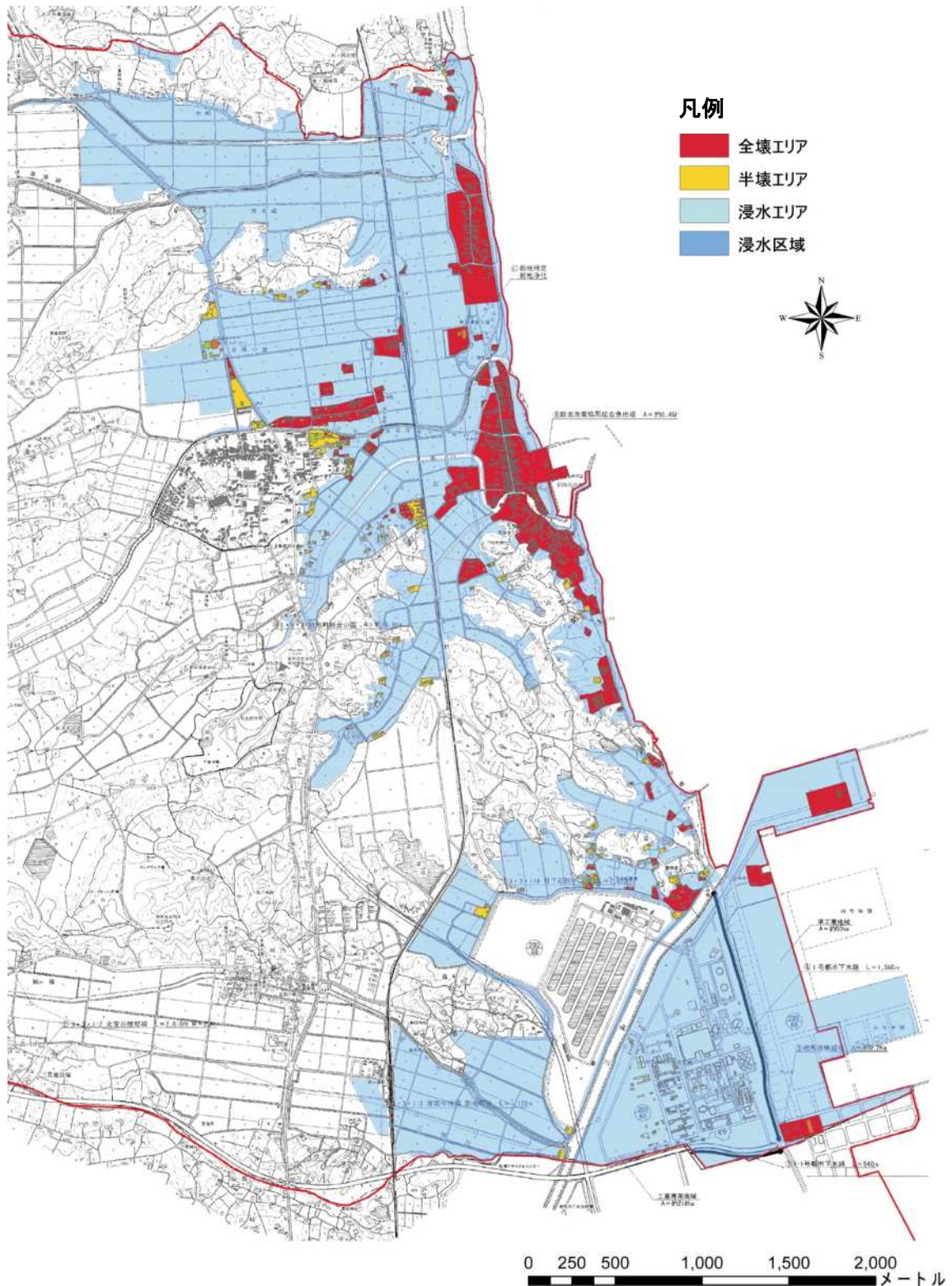
【東北地方太平洋沖地震の規模及び新地町の被害状況等】

発生日時	平成 23 年 3 月 11 日（金） 14 時 46 分
震 源	三陸沖（北緯 38 度 06.2 分、東経 142 度 51.6 分、震源の深さ 24 k m）
規 模	マグニチュード 9.0
観測震度	震度 6 強
津波規模	計測値：相馬港 9.3m 以上※ ※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある
人的被害	119 人（直接死 100 人、死亡届 10 人、関連死 9 人）
建物被害	全壊：474 世帯（津波 467 世帯、地震 7 世帯） 大規模半壊：45 世帯（津波 30 世帯、地震 15 世帯） 半壊：111 世帯（津波 19 世帯、地震 92 世帯） 一部損壊：636 世帯

新地町の津波浸水区域図

津波浸水エリア（全壊・半壊エリア）

町の浸水エリアは、町の全面積の約5分の1におよぶ約904ヘクタールで、住家被災地区は木崎、作田、埴浜、岡、新地町、中島、小川、釣師、大戸浜、今泉、富倉の11地区となっている。埴浜、中島、釣師、大戸浜ではほぼ全域において住家が流出しており、作田、小川、今泉においても多くの住家が流出、全壊している。



第7節 災害の想定

以下の観点から、町内の主な災害危険性等を想定している。

第1 水害の危険性

重要水防区域※は、人命・財産等を守るために特に水防上警戒又は防除の重要性を有する箇所について指定されており、町内でも、県管理の河川において指定されている。

県管理の河川は整備工事が進められ、以前と比較して水害の危険性が減少している箇所がある。しかし、近年、発達した台風や短時間に記録的な大雨の発生により、全国各地で大雨洪水の大きな被害が発生していることから、本町においても大雨洪水による被害の恐れを念頭に水防対策を講じていく必要がある。また、集中豪雨やゲリラ豪雨など大雨の降雨量によっては、排水不良となり、河川、水路等周辺の低地における浸水が発生する危険性がある。さらに、東北地方太平洋沖地震により沿岸地域では地盤沈下が見られ、浸水が発生する危険性が高い。

※重要水防区域とは、河川及び海岸において、人命、財産等を守るために特に水防上警戒又は防除の重要性を有する箇所のこと。町内では、埴川、三滝川、砂子田川、濁川、立田川、木崎地区海岸において重要水防区域が指定されている。

第2 土砂災害の危険性

地震や大雨は土砂災害を誘発する。特に土砂災害の危険のある地域は、土石流危険渓流や地すべり危険区域のような災害危険箇所とされている。土砂災害が発生した場合、町民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域として、本町においても県により土砂災害警戒区域が指定されている箇所がある。

東北地方太平洋沖地震後、地盤が緩んでいることが想定されることから、降雨や地震により崖崩れが発生する可能性が高まっている恐れがある。

第3 地震・津波の危険性

東北地方太平洋沖地震による津波の発生は、従前の想定をはるかに超える規模であり、通常の見溝型地震が発生する深部プレート境界のずれ動きだけでなく、浅部プレート境界も同時に大きくずれ動いたことによるものであった。

さらに、福島県沖や宮城県沖は、全国的に見ても地震の発生が多い地域であること、地震の規模や発生位置は想定のとおりとは限らないこと、及び地震動や地盤の液状化により護岸・堤防に被害が生じる可能性があることなどから、沿岸部の低地や河川の下流域では、津波の危険性が高い。

(1) 県が過去に実施した地震・津波被害の想定被害量

ア 平成8年度福島県地震・津波被害想定調査結果は、資料編のとおり。

イ 平成19年度津波想定調査結果は、資料編のとおり。

ウ 平成30年度津波浸水想定調査結果は、資料編のとおり。

(2) 想定する津波災害の規模と防災対策の目的

津波災害については、県では現在のところ、「最大クラスの津波（L2津波）」、「東北地方太平洋沖地震津波（内閣府モデル）」、「房総沖を波源とする津波（茨城県モデル）」の3つの津波を想定しているほか、過去には昭和35年5月のチリ地震津波のような「遠地津波」や「平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う津波」といった規模の大きな津波被害が発

生している。

その中でも、浸水面積等が最も大きな東日本大震災クラスを最大クラスの津波とし、発生頻度や被害の大きさに応じて、2つのタイプの津波に対する特性に応じた津波災害予防対策、津波災害応急対策を講じるものとする。

ア 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ 最大クラスに比べ発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波

【平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の推計震度分布図（出典：気象庁）】

＜推計震度分布図の留意事項＞

地震の際に観測される震度は、ごく近い場所でも地盤の違いなどにより1階級程度異なることがあります。

また、このほか震度を推計する際にも誤差が含まれますので、推計された震度と実際の震度が1階級程度ずれることがあります。

このため、個々のメッシュの位置や震度の値ではなく、大きな震度の面的な広がり具合とその形状に着目してご利用ください。

